

令和2年第1回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和2年1月31日（金）午前9時30分
2. 開 会 令和2年1月31日（金）午前9時30分
3. 閉 会 令和2年1月31日（金）午前10時20分
4. 出席委員 北田 千秋教育長
尾崎 靖二教育長職務代理者
亥埜 誠治委員
伊丹 香寿美委員
長谷川 深雪委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長兼教育総務室長兼学校教育部長・和久田寿樹 学校規模適正化室長・内山美智子 学校教育部付部長・竹田和之 生涯学習推進部長・本多章博 生涯学習推進部次長・佐竹利和 教育総務室長代理・殿山泰央 学校規模適正化室長代理・木村浩幸 学校管理課長・寺本憲昭 学校給食センター所長・福田美樹 社会教育課長・真鍋成史 社会教育課長・岡本太一 青少年育成課長代理・平井正喜 図書館館長・福田道正 図書館課長代理・重本匡陽 指導課長代理
6. 議事日程

日程 1	会議録署名委員指名
日程 2	会議時間決定
日程 3	報告第1号 教育長の報告について
議案第1号	交野市学校教育振興基金条例の制定 に対する意見を市長に申し出ること について
議案第2号	交野市文化財保存活用市域計画協議 会条例の制定に対する意見を市長に 申し出ることについて
議案第3号	平成30年度教育に関する事務の点

検・評価報告書の作成について

7. 議事内容

北田教育長

皆さん、おはようございます。先日は、成人式にご出席をいただき、ありがとうございました。当日は、天気もよく、予定どおり成人式を執り行うことができました。

では、只今から、令和2年第1回教育委員会定例会を開催したいと思います。

開催の前に事務局から本日の出席状況を報告願います。

佐竹室長代理

出席状況を報告いたします。本日の出席者は5名でございます。同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

北田教育長

報告はお聞きのとおりです。

次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

北田教育長

ご異議がございませんので、公開したいと思います。

本日、傍聴希望が2名ございますので、傍聴を許可したいと思います。事務局、準備をお願いします。

只今から、令和2年第1回教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い、進めたいと思います。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議

規則第20条の規定に従い、教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、伊丹委員を指名します。
次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。
会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただきます
よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、只今から午前11時00分までと
いたします。
続きまして、日程3報告第1号「教育長の報告について」、報
告事項1「「交野市立第一中学校区における魅力ある学校づくり
事業」の進捗状況について」を議題といたします。事務局説明を
願います。

殿山課長 「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業」の進捗状況
について、本日は3点ご報告させていただきます。

1点目の報告です。

前回の教育委員会定例会でご報告させていただきました、12
月9日より1月10日までの間実施いたしました、「第一中学校
区魅力ある学校づくり事業 工事期間中の教育環境の在り方
について」素案についてのパブリックコメントの結果についてご報
告いたします。

「パブリックコメント手続き結果概要」をご覧ください。

意見募集期間は、先ほどの説明のとおり昨年12月9日（月）
より今年1月10日（金）まで、資料の公開は交野市ホームペー
ジ、本庁2階にあります情報公開コーナー、および当青年の家1

階にございます学校規模適正化室にておこないました。

受付いたしました意見等の件数は、69名の個人と3つの団体の72件ございました。3団体のうち、1団体は代表者他9名の有志のグループであり、2団体は向井田地区のこども会及び私部南4丁目自治会といった地域の団体で、ご要望と合わせてのご意見の提出でした。なお、すべての意見の提出方法につきましては、Eメール22件 直接持参11件 郵送4件 FAX35件でした。

受付いたしました意見等の述べ件数は344件あり、内訳は「■素案の内容に関する意見等」が210件、「■素案の内容以外の意見等」は134件ございました。

また、「■素案の内容に関する意見等」については、概ね（素案）の項目別に分類し整理しました。

「1. はじめに」への意見等は0件、「2. 第一中学校区における学校の適正配置」への意見等は2件、「3. 第一中学校区における魅力ある学校づくり協議会」の経過」への意見等は2件、

「4. 工事期間中の教育環境」への意見等は201件、「5. その他（工事期間中の教育環境の在り方の見直し等について）」への意見等は5件ございました。

現在は（案）の段階ですが、「意見等に対する審議会の考え方・対応」については、別紙に記載のとおりでございます。

続きまして、「第一中学校区魅力ある学校づくり事業 工事期間中の教育環境の在り方について（素案）パブリックコメント結果概要」をご覧ください。

先ほどの結果概要のとおり、項目別に分類し整理した「意見等の概要」および教育委員会事務局としての「意見等に対する考え方・対応」を取りまとめています。なお、本日のご報告後、近日中に公表する予定でございます。まず、「■素案の内容に関する意見等」210件について説明いたします。1ページをご覧ください。

「1. はじめに」への意見等はありませんでした。

「2. 第一中学校区における学校の適正配置」について、(1) 現状と課題 への意見等が 1 件、(2) 学校適正配置の考え方 への意見等が 1 件です。(1) 現状と課題 では、現在の校舎の老朽化対策についての意見等に対して、考え方・対応を記載しています。(2) 学校適正配置の考え方 では、配慮が必要となる事柄について、パブリックコメント実施前に現状安全確保ができていない箇所を洗い出し様々な対応策を検討したうえで提示するべきとの意見ですが、通学の安全確保等、配慮が必要な事柄やそれに対する様々な対応策については工事期間中に限ったものではございません。当該事業においては、「工事期間中の学びの場を決定した後、学校や保護者、地域の方々からのご意見を聞きながら通学路の危険個所の把握や様々な安全対策について検討するとともに、関係部局、関係機関と連携し、通学路の設定や通学の安全確保について、ハード、ソフトの両面からの取り組みに努めます。」との考え方・対応を記載しています。

「3. 「第一中学校区における魅力ある学校づくり協議会」の経過」へのご意見等は 2 件です。今年度 7 月に設置した「第一中学校区における魅力ある学校づくり協議会」の参加者の属性や人数等についての記載になります。

2 ページ以降の「4. 工事期間中の教育環境」については、201 件の意見等をいただきました。

「(1) 5 つの案の比較検討」について、工事期間中に長宝寺小学校敷地を使用する B 案についての意見等が 7 件、工事期間中に第一中学校敷地を使用する C 案についての意見等が 7 件、その他の案についての意見等が 3 件、合計 17 件でした。

「(2) 工事期間中の教育環境について (方向性)」についてです。

「①学校の設置場所について」は合計 87 件ありました。「仮設校舎について」43 件、「地域コミュニティや避難所について」40 件、「一時的な校区編成や学校選択制について」3 件、小小統合時の移動に伴う作業の安全確保と人員配置について」1 件にな

ります。

「②小学校統合と施設一体型小中一貫校の開校について」は合計 11 件ありました。「教職員数の減少や教職員の多忙化について」4 件、「小小統合の時期や施設一体型小中一貫校開校の時期等について」7 件になります。

「③通学の安全について」は合計 86 件ありました。「通学路や通学の安全対策について」77 件、「通学方法について」9 件となります。

これらの意見等を項目別に分類し整理しましたが、多くの項目においても「学校の設置場所と、その学校までの通学の安全確保」にかかる意見等が大半を占めている内容となっており、意見等に対する考え方・対応についても一部重複した内容となっています。まず、学校の設置場所についての考え方についてですが、「学校統合の有無に関わらず、大規模な学校施設整備によっては仮設校舎の設置が必要となります。仮設校舎を設置することで、校区によって教育環境に大きく差が出るものではないと考えます。工事期間中の各プラン案の中で、長宝寺小学校へ仮設校舎を建設するB案が工期や工程が一番短くなる等、小学校児童への影響がより少なく、中学校生徒への影響はほぼ無いものと考えます。また、「B案が望ましい」との結論は、地域協議会での意見取りまとめの様々な内容を踏まえ、新校舎建設の方法・手順について、児童生徒への様々な影響等も考慮のうえ総合的に判断された結果であり、公平で客観的な審議の結論と考えます。」としました。

なお、3ページの地域のこども会や自治会からの要望等意見については、・工事期間中における各プラン案に対する賛成・反対のご意見は、各地域や団体によっても偏りがあるものと考えます。とし、通学の安全確保に関する考え方は、「工事期間中におけるどのプラン案においても、また新校整備後においても、学校や保護者、地域の方々からのご意見を聞きながら、通学路の危険箇所の把握や様々な安全対策等について検討するとともに、関係部局、関係機関と連携し、通学路の設定や通学の安全確保につい

て、ハード、ソフトの両面からの取り組みに努めます。」と記載
しています。

10ページの「通学方法について」の意見等にありますが「通学
バスの運行」についての要望等意見については、・現在の交野市
内の全ての小学校区における最長の通学距離を考慮した徒歩通
学圏として、平成28年度に策定した「学校規模適正化基本方針」
において適正な通学距離が定められており、概ね2km以内の通
学距離でのスクールバスの運行は厳しいと考えます。との考え方
を記載していますが、6ページにある「一時的な校区編成や学校
選択制について」では、・様々な事情において、指定校の変更や
区域外就学などの対応も必要と考えます。とし、現在、教育委員
会における取り扱いの基準での対応を記載しています。

こちら6ページにある「避難所について」の庁舎整備と期間
が重複することとなった場合についての意見等へは、・新庁舎整
備と新校舎整備の期間が重複することとなった場合においても、
指定避難所の変更指定等の対応は必要と考えます。また、新しく
設置することとなる施設一体型小中一貫校の整備においては、防
災拠点としての機能向上も検討していく必要があると考えます。
とし、また、4ページの「その他の案」の意見にある「実施時期
の延期」へは、・実施時期の延期は無いものと考えます。としま
した。

8ページに記載の、年々加入率が上昇傾向にある放課後児童会
について、時間延長やスペースの確保といった意見等もございま
したが、こちらについては、・関係部局と調整のうえ、検討が必
要と記載しました。

11ページは最後の項目になります、「5. その他（工事期間
中の教育環境の在り方の見直し等について）」への意見等は5件
あり、「見直しについて」が1件「情報発信、周知について」が
4件となっています。

ここまでが、「■素案の内容に関する意見等」210件の概要と
なります。

続きまして、「■素案の内容以外の意見等」134件ですが、こちらは「小中一貫校について」や「施設一体型小中一貫校について」といった、既に策定された「交野市学校規模適正化基本計画」等の行政計画に対する意見等や、交野市のパブリックコメント制度に対する意見等となります。これらの意見等は、教育委員会より教育審議会へ諮問しご審議いただいている内容ではございませんので、素案の内容以外として分類しました。

以上、パブリックコメントについての結果概要等の説明でございます。

なお、地域の2団体から、パブリックコメントの実施時期に合わせて提出された要望書につきましては、こちらの要望書以外に提出されたパブリックコメントへのご意見と同様に、「学校の設置場所と、その学校までの通学の安全確保」に関する意見等が多数ございました。こちらにつきましても、パブリックコメントにおける「意見等に対する考え方・対応」で示したとおり対応をしております。

2点目の報告になります。

先日、1月20日（月）に開催いたしました第三回学校教育審議会において、先ほどのパブリックコメント結果について報告いたしました。そのパブリックコメントでの意見取りまとめを基に、「工事期間中の教育環境の在り方について」（素案）をさらにご審議いただき、一部の文章修正を経て、1月24日に中間答申として報告を受けましたことをご報告いたします。

パブリックコメントを実施した（素案）からは大きな変更・修正点はございませんでしたが、「学校の設置場所と、その学校までの通学の安全確保」に関する意見等が多数ございましたことから、（中間答申）の4ページ「（2）工事期間中の教育環境について（方向性）」の「②通学の安全について」の記述について、「工事期間中の通学については、児童の安全を第一に考え、今後とも学校・保護者・地域の方々の意見を聞きながら、通学路の危険個所の把握や様々な安全対策等について検討するとともに、関係部

局、関係機関等と連携し、通学路の設定や通学の安全確保について、ハード、ソフト両面からの安全対策に取り組む必要があると考えます。」との文章に修正されています。

また、「④魅力ある学校づくりに向けて」では、最後の3行に「また工、事期間中の避難所対応や施設一体型一貫校における防災拠点としての機能向上についても、関係部局、関係機関等と協議・調整をお願いします。」と、修正されています。

3点目の報告になります。

パブリックコメントにおけるご意見と、その「意見等に対する考え方・対応」や、また学校教育審議会からの「工事期間中の教育環境の在り方について（中間答申）」の内容を踏まえ、「（仮称）第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本方針」の策定に入ります。

なお、こちらの（素案）の作成でき次第、改めて後日お渡しさせていただきますので、次回2月の定例会にてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、報告でございます。

北田教育長

説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

亥埜委員どうぞ。

亥埜委員

パブリックコメントを見させていただいて、登下校の交通安全がやはり一番多かったと思います。事故とかは人為的ミスが原因なので不注意ですね。いくら安全な場所においても、車は突っ込んできます。郡津小学校などの細い通学路などは、逆に注意して通るので意外と事故が無かったりします。

そういったことから、特に今多いのが、若い子がスマホを見ながらトラックを運転していたりするので、危険な場所とか道路よりも、人為的なミスを絶対しないように、そういったことを大事にやってほしいと思います。

殿山課長 申し訳ございません。先ほどご提出させていただいております、パブリックコメント結果概要の内容、16ページに誤表記がございましたので、差し替えをさせていただきたいと思っております。真ん中、中ほどにあります字体に変換ミスがありましたので、申し訳ございません。

報告でございます。

北田教育長 先ほどの安全につきましては、学区が変わるお子さんもいらっしゃると思いますので、年末に和久田室長に交野警察に行ってくださいましたが、今後も安全については保護者の心配ができるだけ払拭できるように、お願いいたします。

尾崎教育長職務代理者 質問ですが、6ページの「一時的な校区編成や学校選択制について」という所の、三つ目、柔軟な学校選択ということですが、答えの中にある、「様々な事情において、指定校の変更や区域外就学などの対応も必要と考えます。」というのは、これは一般的な従来からある区域外就学の規定ではなくて、新たにということをご想定されているということですか。

殿山課長 こちらにつきましては、指定校変更区域外就学という制度がもととも教育委員会にありますので、さまざまな事情においての対応策の一つとして検討はできるものではないかというところで、こちらの記載がございます。

尾崎教育長職務代理者 特に新たに、指定区域外就学規定等の変更というのは、必要がないというお考えですね。

殿山課長 はい。

北田教育長 今の制度でできるんですね。通学区域の変更というのは教育上の配慮としては前からありましたので、そういう事も含め

て、配慮の必要なご家庭については可能ということですね。

伊丹委員 今回のパブコメを実施していただいて、どういうところに論点があるかというか興味があるとか、非常によく分かったと思います。通学路に関しては、勿論ご事情はいろいろあるとは思いますが早めに詰めていただいて、早めに周知していただくという方が、保護者にとっては安心かと思しますので、その辺の配慮をしていただければと思います。

尾崎教育長職務代理者 通学路のことでは、先ほどご回答いただいたように、小小統合において、新たにというようなことに対応するということは勿論ですが、亥埜委員もおっしゃいましたがそういったことはあるので、それに対する対応ということでは強めていただきたいと思えますし、逆にいうと、新たな通学路というのが今度は発生する、これは特殊な問題なので、そこについての配慮ですよね。周知していただくとか、そういう事について、新たに通学路になったからここが通学路ですとか、看板であるとか、LINE であるとか、当然お考えではあると思いますが、それについては他とは違う特別な事情ということで、特段力を入れていただきたいと思えます。

北田教育長 通学の安全面は大事ですが、小学校統合になりますので子どもたちの教育環境でいいますと、人間関係も含めて、この中間答申にも魅力ある学校づくりとありますが、交野小の子が長宝寺に行く、長宝寺の子が交野小の子どもたちと一緒に学ぶ、こういう小小統合の結果、魅力あるいい学校になったと思えるような中身です。ハードも必要だし安全面も必要だし、小学校の教育の中身も含めて、時間的にはそんなにありませんが検討の方よろしく願います。

他に、質疑はございませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。それでは、報告事項1「交野市立第一中学校区における魅力ある学校づくり事業」の進捗状況について」を終わります。

次に、議案第1号「交野市学校教育振興基金条例の制定に対する意見を市長に申し出ることについて」を議題といたします。所管課より説明をお願いします。

木村課長 議案第1号「交野市学校教育振興基金条例の制定に対する意見を市長に申し出ることについて」ご説明いたします。

条例の制定につきましては、参考資料を添付しております。

今回の条例制定につきましては、学校教育の現場で各種備品等の調達について予算との関係上、必要時に迅速に配備することが困難な現状がございます。その一方で、ふるさと寄付については教育関連の指定寄付要素として、奨学金であるが近年の奨学金は需要が少なくなっている傾向がございます。このような状況の中で今後より有効な活用が認められています。その活用方法として学校教育環境整備、その他教育振興事業の財源に充てるための新たな基金条例の制定を行うものでございます。

続きまして、条例の内容をご説明いたします。

第1条では、条例の設置について。第2条では、積み立てについて。第3条では、基金の管理について。第4条では、運用益金の処理について。第5条では、基金の振り替え運用について。第6条では、基金の処分について。第7条では、委任規定について。をそれぞれ定めるものでございます。なお、この条例の施工につきましては令和2年3月議会で、交野市学校教育振興基金条例（案）が可決されたのちに、公布日から施工したいと考えております。

以上簡単ではございますが、議案第1号「交野市学校教育振興基金条例の制定に対する意見を市長に申し出ることについて」の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りまして同決いただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

北田教育長 説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

亥埜委員 積み立ての予算に定める額とありますが、今交野で教育に使って下さいというふるさと納税はどの位あるのか分かりますか。

木村課長 現状、ふるさと納税といいますか、教育の部分で使わせていただいている基金が、奨学基金という形になっております。奨学基金の財源には現状ふるさと納税という形になりまして、そちらの部分での基金の額が、約1,900万円程度となります。

大湾室長 奨学基金につきましては、もともと定額基金ということで、一定当初に市の方からお金を1,500万円しておりますので、それ以外がふるさと納税として考えていただければと思います。ただ、ふるさと納税分につきましては、今回の国の改正等もございまして、返礼品の制限等も関わってきましたので、若干減っていくということも考えております。

伊丹委員 ふるさと納税をする場合に、教育に使ってほしいという希望がある場合と、市長に一任しますという場合があると思いますが、市長に一任する場合の納税の場合も、ここに入る可能性があるんですか。

木村課長 今、何種類かございます。奨学基金やいろいろ基金があるんですが、一般という部分があるんですが、そちらに入った場合はこちらには入らないという感じになります。

伊丹委員 もう一点、基金の使い道というか、具体的に何にどう使うというのは誰がどうして判断されるんですか。

木村課長 使いたいとの提案は現場の方で上げるかと思えます。

大湾室長 ふるさと納税のその基金ですが、ご希望等がある場合につきましては必ずそれに沿うようにはしたいと考えておりますが、一般的に入った場合につきましては、今、課長がご説明したとおりでございます。

北田教育長 他に、質疑はございませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。議案第1号「交野市学校教育振興基金条例の制定に対する意見を市長に申し出ることについて」、原案のとおりで議決することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます、よって本件については、原案のとおり議決されました。

次に、議案第2号「交野市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定に対する意見を市長に申し出ることについて」を議題といたします。所管課より説明をお願いします。

真鍋課長 「交野市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定に対する意見を市長に申し出ることについて」をご説明させていただきます。

条例案をご覧ください。

まず、この計画でございますが、平成31年4月に改正されました文化財保護法に基づき、市町村において文化財保存活用地域計画を策定することが制度化されました。法令につきましては、参考資料の中段に、文化財保護法第183条の3を掲載させていただいております。内容につきましてはここに書いていますとおり

でございますが、市町村の役割としてこの中に、「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。」となっております。この法改正に基づきまして本市の文化財の計画的な保存活用を促進するため、市内文化財の実態調査を実施するとともに、文化財保存活用地域計画の策定を進めてまいりたいと考えております。この計画策定にあたりましては、改正された文化財保護法におきまして、協議会を組織することができるものとされ、その構成員としましては、この条例案の第3条に書いておりますとおり、市町村や府の職員その他、文化財所有者、学識経験者、それだけではなく、観光や商工団体、この法改正で新たに入り込んだのが、今までは文化財専門だけでありましたが、文化財の活用という観点から、観光や商工団体の関係者も入れなさいというようなことで、そういう協議会の組織となっております。本市におきましても同法の趣旨に基づきまして、又、地方自治法138条の4に基づく教育委員会の附属機関といたしまして、協議会を設置いたしたく本条例を制定したいと考えております。それでは、条例の主な内容につきまして説明させていただきます。

条例案をご覧くださいと思います。第1条では付属機関として当協議会を設置する目的。第2条では当協議会の所掌事務。第3条から第6条までは当該協議会の組織と任期、会議の運営。第7条から9条までは、守秘義務、庶務などをそれぞれ規定しております。また、附則において施行日を公布の日からしております。なお、当計画の策定でございますが目標としましては、令和5年度を目標に実施したいと考えておりまして、令和2年度におきましては文化財の実態調査を行いまして、令和3年度に計画の策定、令和4年度に文化庁への認定申請を行い、令和5年度より計画の実施を目指したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、市長に申し出ることに付いて、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

北田教育長 説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

伊丹委員 この中身には直接関係ないと思いますが、現時点で対象となる文化財というのは、どのぐらいの程度を考えておられますか。

真鍋課長 今、指定としましては国・府・市で指定を受けた文化財が30件くらいありますが、その他に悉皆調査で、まだ未指定の重要な文化財があると思うんです。それを今から確認していくということで、令和2年度に全体数の把握をしたいと思っております。中には街並みとか、そういうものを調査に入りたいと思っておりますし、後、山になかなか調査に入っておりませんので山岳寺院が残っております。そういう調査なども行いたいと思っておりますので、令和2年度で正確な数字を出して、それに基づいて、令和3年度にどのようにその文化財を保存していくのかという計画を立てていきたいと考えておりますので、実数としては今は把握できておりません。

伊丹委員 ありがとうございます。

北田教育長 他に、質疑はございませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第2号「交野市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定に対する意見を市長に申し出ることについて」、原案のとおりで議決することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます、よって本件については、原案のとおり議決されました。

次に、議案第3号「平成30年度教育に関する事務の点検・評価報告書の作成について」を議題といたします。所管課より説明をお願いします。

佐竹室長代理 平成30年度教育に関する事務の点検評価報告書について、前回にお示しした内容からの変更点を中心に説明させていただきます。

点検評価報告書全体を通じての変更を、10ページ・11ページで説明をいたしますと、11ページの成果と課題に対し、それぞれの項目に対応する事業番号を付けました。これは成果と課題、全体を通じてそのような措置をしております。11ページでは、下から6行目から5行目で、「スタートカリキュラムの作成等に役立てることができました。」との記載から、「作成に向けて役立てることが」とし、さらに一番下の行で、「スタートカリキュラムの編成・実施に向けて研究を進めます。」との記載に改めました。

12ページ・13ページでは、13ページの「3. 資料の収集・提供」以降が市立図書館に関するものであるので、別に区分するとか、あるいはそれと分かるようにとのことでしたので、「図書館活動の充実」との中見出しを、ここに至るまでの前半には、「読書活動の推進」の中見出しを設けました。

さらに、同じ12ページ以降にある施策の「3 読書活動の推進」では、専門スタッフ、学びあい補助員、子どもみらいサポーターとの記載が混在しているとのこと指摘に対しましては、専門スタッフとは、学びあい補助員や子ども未来サポーターを指す呼称であることから、13ページの一番上にあります、「学校図書館の活用の推進」の箇所、上から3行目、②専門スタッフとある次に括弧を設けそのことを記載し、それに続く文章も精査し、同時に「派遣」と「配置」が混在するとの指摘に対しましては、「派遣」

で統一をしました。

17ページに進みまして、一番下の項目「小中一貫教育に向けた指導方針の研究」との項目で、一番下の行の記載を「指導計画」から「カリキュラム」に変更しています。

25ページに進みまして、「1. 授業力の向上」の第1段落目の最後の行で、「支援します。」との記載を、成果であることから「支援しました。」との記載に変更しました。

31ページに進みまして、上から4行目の緊急合同点検を「実施しました」から「実施します」へ変更しました。

また、エクセルの資料につきましても、図書館の貸し出し冊数の実績やその他の数値においても、精査を行い、この冊子との整合が図れるよう記載の変更を行っております。

説明は以上です。

北田教育長 説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

長谷川委員 一か所、誤表記を認めましたので、訂正をいただけたらと思います。29ページ【成果と課題】の下の方、一行目です。

佐竹室長代理 申し訳ございません。

北田教育長 修正お願いいたします。
他に、質疑はございませんか。

尾崎教育長職務代理者 細かなことや些末なことではあろうかと思いますが、良く対応していただきましたし、今、長谷川委員もおっしゃいましたが、こういう事が起こりがちなので、文章をより市民に分かりやすくするというような努力を今後も続けていただけたらと思いますし、ご指摘に真摯に対応いただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

北田教育長 他に、質疑はございませんか。
なければ、教育総務室なにかないですか。

佐竹室長代理 今、委員の方からご指摘がございました箇所につきましては、修正をさせていただきますして、それを前提にご了解願えればというふうに思います。
後、一点ございます。

ここで外部評価委員様に評価をお願いしまして、外部評価委員様の評価結果をお示しする所でございますが、評価委員様におきまして、作業中でございますので、それは後日添付するということで、ご了解を併せて願いたいと思います。

北田教育長 それではお諮りいたします。外部評価委員の報告については後日添付ということで、それ以外の部分につきまして、議案第3号「平成30年度教育に関する事務の点検・評価報告書の作成について」、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます、よって本件については、原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、第1回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。

最後に、2月に予定されている次回の教育委員会についてですが、人事案件を予定していることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、非公開にて開催する方向で準備をすすめたいと考えておりますが、予め、この点について、ご了解をお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

